

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和5年6月23日

担 当	東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 水野 治 需給調整事業第二課長補佐 竹内 典子 主任需給調整指導官 茅野 考人 内山 剛
	電話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361

## 民間人材ビジネスに対する指導監督状況をとりました

～ 延べ4, 348事業所に指導監督を実施、1事業主に対して行政処分 ～

東京労働局(局長:辻田 博)は、令和4年度における民間人材ビジネス(労働者派遣事業、職業紹介事業、請負事業等)に係る指導監督状況を取りまとめましたので、公表します。

### <令和4年度指導監督の概要>

#### 【行政処分】

☆ 有料職業紹介事業を営む1事業主に対して事業停止命令等を発出。

#### 【行政指導】

☆ 労働者派遣事業延べ3, 437事業所、職業紹介事業延べ688事業所、請負事業等延べ223事業所(計延べ4, 348事業所)に対して、指導監督を実施。(表1参照)

☆ 指導監督を行った事業所に対する是正指導(文書指導)を、労働者派遣関係3, 115件、職業紹介関係459件、請負事業等関係88件(計3, 662件)実施。(表2参照)

## I 行政処分の実施状況

令和4年度は、職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「職業安定法」という。)に基づき、1事業主に対して行政処分を行いました。

- ・有料職業紹介事業停止命令(職業安定法第32条の9第2項)……………1件
- ・有料職業紹介業務改善命令(職業安定法第48条の3第1項)……………1件

	事業区分	処分理由	処分内容	処分日
1	有料職業紹介事業者	提出期限を経過しているにもかかわらず、指導に従うことなく、事業報告書を提出しなかった。	○事業停止命令 ○業務改善命令	令和4年6月16日

## II 行政指導の実施状況

表1 指導監督を実施した延べ事業所数

	令和4年度	令和3年度	対前年度比
計	4,348 事業所	3,999 事業所	8.7%
労働者派遣事業	3,437 事業所	3,123 事業所	10.1%
請負事業	183 事業所	109 事業所	67.9%
職業紹介事業	688 事業所	687 事業所	0.1%
その他	40 事業所	80 事業所	▲50.0%

表2 是正指導(文書指導)を行った件数

	令和4年度	令和3年度	対前年度比
計	3,662 件	2,312 件	58.4%
労働者派遣事業	3,115 件	1,911 件	63.0%
請負事業	62 件	40 件	55.0%
職業紹介事業	459 件	352 件	30.4%
その他	26 件	9 件	188.9%

### 表3 主な指導内容

#### (1) 労働者派遣事業に関するもの

##### ① 派遣元事業主に対する指導内容

○労使協定の締結(労働者派遣法第30条の4第1項)	・労使協定の内容に不備がある。
○就業条件の明示(労働者派遣法第34条第1項)	・就業条件の明示がなされていない、あるいは明示の内容に不備がある。
○派遣元管理台帳(労働者派遣法第37条第1項)	・派遣元管理台帳の記載内容に不備がある。
○比較対象労働者の待遇等に関する情報提供(労働者派遣法第26条第9項)	・派遣先から情報提供を受けていない。
○マージン率等の情報提供(労働者派遣法第23条第5項)	・関係者に対しマージン率等の情報提供が適切に行われていない。

##### ② 派遣先に対する指導内容

○派遣先管理台帳(労働者派遣法第42条第1項)	・派遣先管理台帳の記載内容に不備がある。
○派遣可能期間の制限に抵触する日の通知(労働者派遣法第26条第4項)	・通知の内容に不備がある、あるいは通知をしていない。
○比較対象労働者の待遇等に関する情報提供(労働者派遣法第26条第7項)	・派遣元事業主へ情報提供していない。

#### (2) 請負業者、発注者に対する指導内容

○労働者供給事業の禁止(職業安定法第44条)	・請負契約と称して、実態は労働者を供給し、又は受け入れている。
○労働者派遣契約等(労働者派遣法第26条第1項等)	・労働者派遣契約を適正に締結していない。 ・派遣元・派遣先管理台帳を備えていない。

#### (3) 職業紹介事業者に対する指導内容

○労働条件の明示(職業安定法第5条の3第1項)	・求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを適切に明示していない。
○帳簿書類の備付け(職業安定法第32条の15)	・求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載に不備がある。
○取扱職種等の範囲等の明示(職業安定法第32条の13)	・取扱職種の範囲を明示していない。 ・手数料、苦情の処理に関する事項などを明示していない。

### Ⅲ 法制度の周知状況

法制度の周知を図るため、派遣元事業主、職業紹介事業者などを対象に感染防止対策を講じつつ、オンラインの活用により研修会及びセミナーを開催した。

対 象	実施回数(回)	出席人員(人)
派遣元事業主	41	1,989
うち同一労働同一賃金セミナー(対面)	2	69
" (オンライン)	3	175
派遣先	10	104
職業紹介事業者	35	1,811
求人者	2	348
労働者	6	77
その他(関係団体等)	6	405
合 計	100	4,734

### Ⅳ 令和5年度の指導監督方針のポイント

- 派遣労働者の同一労働同一賃金を含む均等・均衡待遇の実施について、適正な運営の確保のための周知及び指導監督の実施。
- いわゆる偽装請負や、多重派遣を行う事業者や、悪質な違反を行った事業者及び違反を繰り返す事業者に対しては、行政処分も視野に厳正な指導監督を実施。
- 職業紹介事業者の適正な運営の確保のための周知及び指導監督の実施。
- 令和4年改正職業安定法に基づく的確な求人等の情報提供、個人情報への取扱い、苦情に対する適切・迅速な対応等、新たなルールによる適正な運営の確保のための指導監督の実施。

＜参考：東京労働局管内許可届出事業所数の推移＞ 各年度末現在

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	事業所数	対前年比	事業所数	対前年比
平成30年度	11,973	▲36.8%	7,700	11.8%
令和元年度	12,428	3.8%	8,669	12.6%
令和2年度	12,458	0.2%	9,080	4.7%
令和3年度	12,367	▲0.7%	9,516	4.8%
令和4年度	12,386	0.2%	9,796	2.9%

※平成30年度は、特定労働者派遣事業の経過措置期間終了により減少